

2024年度 津市立久居中学校部活動指導方針(案)

《基本方針》

1. 生徒の自主性を重んじ、自己実現を図れる場とする。
2. 学業との両立を主眼に置いた活動を行う。
3. 1年生は、部活動に入部することを奨励する。

《活動における基本規定》

1. 活動時間

朝練習(特別な事情により実施する場合)…7:30~8:00

放課後…2時間程度

週休日及び休日(長期休業期間を含む)…3時間程度

2. 1週間のうち、2日は休養日を設定する(うち、1日は土曜日または日曜日とする)。3連休の場合は最低1日を休養日とする。

やむを得ず、土曜日または日曜日に休養日が設定できない場合は、事前に校長の承認を得るとともに、原則として同一月内の土曜日または日曜日を振替の休養日とする。

3. 週休日及び休日に、大会や練習試合等により、やむを得ず活動時間を延長する場合は、事前に校長の承認を得る。

4. 放課後の練習は以下の時刻を原則として下校時刻とする。

ただし、天候などによって特別に指示することがある。

4月	5~8月	9月 (上)	9月下	10月上	10月下	11月上
18:00	18:00	18:00	17:45	17:30	17:15	17:00
11月下	12月	1月上	1月下	2月上	2月下	3月
16:45	16:45	16:45	17:00	17:15	17:30	17:45

5. 部活動は3年間続けて活動することを基本とする。変更等がある場合には、旧部活動顧問、学級担任及び新部活動顧問と協議し、旧活動部に退部届を、新活動部に入部届を提出する。
6. 活動時の気象状況には十分留意する。特に、夏の高温・多湿の状況下においては、適切な水分補給や健康観察を行うとともに、適度に休養を入れ、熱中症等に注意する。
7. 定期テスト1週間前から定期テスト終了までの期間は活動を停止する。なお期間中に練習が必要な場合は、職員会議等で了承を得る。(週末に大会などがある場合に限る)
8. 教育研究部会等で顧問が不在の場合は活動を禁止する。

9. 週休日及び休日の活動は、顧問の指示のもとに行う。不在の場合は活動を禁止する。
集合・解散(下校指導含む)は顧問が指導可能な時間に設定する。
10. 活動時の服装は、制服・体育の服装・各部活動の正規のユニフォーム・大会のTシャツ・各部活動で準ユニフォームとして指定したものとする。なお、運動部においては制服で活動することを禁止する。
11. 上記の各部活動の準ユニフォームは、生徒の負担を軽減することを考えたトレーナー・Tシャツ・ハーフパンツ・ピステ等とし、顧問で責任を持って管理する。
12. 登下校には、体育時の服装、正規のユニフォーム、準ユニフォームの着用を認める。
13. 正規のユニフォームおよび準ユニフォームは、部活動活動時(放課後・週休日及び休日の登下校を含む)以外は着用してはいけない。
14. 服装の着替えは、学年で指定された教室または各活動場所で行う。廊下やトイレ前などを集団で占拠しないように指導する。
15. 個人の荷物は活動場所へ持って行く。貴重品は顧問が預かる。
16. 給食がない日の活動は、原則として再登校とする。帰宅せずにそのまま校内で昼食をとる場合は、顧問が責任を持って昼食指導する。
17. 校外に生徒を引率する場合は、必ず校外活動届を提出する。
18. 校外で活動する際(登下校なども含む)も、久居中のルールを守る。不要物を持ってこないように指導する。
19. 週休日及び休日の練習計画は「部活動動向」白板に記入する。白板に枠がない部活動は、毎月提出する月予定で報告する。
(記入がない場合は、各学年の部活動担当者が金曜日に連絡する)
20. 合宿については、各部活動で計画し、必ず1週間前までに合宿届を提出する。
21. 屋外の部活動及び卓球部は、プールのトイレを使用する(特に週休日及び休日の練習時)。また、各トイレの掃除場所について、体育館のトイレ掃除は各部で分担して行い(バレーボール、バスケット、バドミントン)、プールのトイレ掃除は各部で分担して行う(4・10野球、5・11ソフト、6・12陸上、7・1テニス、8・2サッカー、9・3卓球)。
22. 校舎内(教室・廊下等)のトレーニングについては、安全に十分配慮してメニューを設定する。その際、体育館シューズは使用しない。
雨天時の活動場所として、校舎内、ミーティングルームを使用することを原則とする。ただし、校舎内の使用場所は一定に定めず、顧問間で話し合い譲り合って使用する。
23. 入学前の新入生については、部活動の個人的な参加は認めない。スポーツ少年団など、所属団体との合同練習などはこの限りではない。
24. 3年生は、原則引退後には部活動の参加はできない。入試に関わる実技試験などの練習に必要な場合のみ、保護者・顧問の了承により参加を認める。
進路決定後は、その競技継続の明確な意志がある場合に限り、参加を認める。その場合、原則毎日参加する。また、3月中は進路先の部活動の個人的な参加は控えさせる。顧問が同

行し部活動として参加する場合はこの限りではない。

25. 保護者への連絡は生徒個人の携帯電話・スマートフォンに頼らない方法で構築する（メーリングサイトの活用も考える）

26. 部活動を設置していない競技の各種大会の引率は美術部、家庭部、読書・文芸部の顧問に協力を得る。（例：水泳、体操、硬式テニスなど）

《廃部規定》

1・2年生の所属部員数が、単独チームでの公式戦出場に必要な人数に満たない年度が2年続いた場合、その次年度の新人部員を募集しない。個人種目がある運動部や文化部は5人を最少人数とし、部員数が5人に満たない年度が2年続いた場合、次年度の新人部員を募集しない。また、2年連続で新人部員数が0人となった部活動は、その次年度から新人部員を募集しない。

※令和5年度から適用とする。令和5年度はすべての部活動で新人部員の募集を行う。

例：令和5年度の1年生新人部員を含む部員数が規定に満たない部活動は「1年目」となる。令和6年度も部員数が満たない場合は「2年目」となり、令和7年度から新人部員を募集しない。

R5 ソフトボール部 1年目 （1年生5人）

R6